

CARF ワーキングペーパー

CARF-J-096

概念フレームワークに関する分析視座

東京大学大学院経済学研究科
米山 正樹

2013 年 7 月

❁ 現在、CARF は第一生命、野村ホールディングス、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、明治安田生命（五十音順）から財政的支援をいただいております。CARF ワーキングペーパーはこの資金によって発行されています。

CARFワーキングペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。
http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index_j.html

このワーキングペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿です。著者の承諾無しに引用・複写することは差し控えて下さい。

概念フレームワークに関する分析視座

米山 正樹

I はじめに ー問題の所在ー

会計基準の設定主体が公表する概念フレームワークは、よく知られているとおり、会計基準を支えている基礎概念(基本原則や基本前提)を要約・整理したものであり、首尾一貫した基準開発に資する指針としての役割が期待されている。概念フレームワークが実際の基準設定において「期待どおりの」役割を果たしているかどうかについては評価が分かれるものの、概念フレームワークのあり方が将来における基準開発の方向性に無視できない影響を及ぼしうる、ということは許されるであろう。

各国で開発されてきた概念フレームワークの中で、とりわけ大きな関心を集めてきたのは、米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)が共同で開発してきたものである。それぞれの基準設定主体が有している既存のフレームワークに関する見直しを行った結果、財務報告の目的や利益情報が備えるべき質的な特性などに関して、FASBとIASBはひとつの概念フレームワークを共有することに成功している¹。米国と欧州の証券市場において提供される利益情報のあり方に大きな影響を与えうることから、この概念フレームワークは、草案の段階から数多くの学術研究の対象となってきた。

ただ、それらの学術研究が総体として何を解き明かしてきたのかに関する文献サーベイは、著者の知る限りこれまで行われていない²。主題が多岐に分かれている先行研究に関してそうした総括が行われていない以上、何が未解明の問題として残されているのか、学界関係者の間で見解の対立が続いている問題は何か、なども明らかにされていない。こうした事実認識から、本稿では、概念フレームワークに関する近年の先行研究(その多くはIASB/FASBによる共同の概念フレームワークを対象としたもの)を主題や手法にもとづき分類する。そうした作業をつうじて、概念フレームワークに関して今後考察を進めるべき論点を明らかにするのが本稿の主題である。

¹ ただし今後は、それぞれの基準設定主体が独自に概念フレームワークの改訂作業を進めていくこととされている。本稿の脱稿直前にIASBが単独で公表した討議資料(IASB[2013])を参照。

² 数少ない例外が郡司[2012]である。ただし同論文は、きわめて厳しい紙面の制約の下で記されている。

II 「概念フレームワークに関する見直しプロジェクト」の意義と問題点

(1)概念フレームワーク改訂の意図を説明する必要性

概念フレームワークに関する研究者の関心は、第一に、概念フレームワークに見直しに関する「書かれざる意図」の解明に向けられてきたといつてよい。概念フレームワークの見直しをIASBとFASBとが共同で行った理由に関する「公式の説明」は、よく知られているように、「会計基準の国際的な統合化の推進」に求められている。すなわち個別の会計基準に関してコンバージェンスを進めていったとしても、会計基準の体系を支えている基本的な考え方に差異が残っている限り、新たな経済取引に伴って開発される新基準は、各国で異なったものとなりうる。新たな相違が生じるのを避けるためには、個別基準を支えている基礎概念の次元での統合化を図らなければならない。そのためには概念フレームワークの共通化が不可欠だというのが、「公式の説明」の要点である。

これに加え、旧来の概念フレームワークが抱えていた内部の矛盾の解消も、「見直し」の目的として掲げられることがある。例えば米国における改訂前の概念フレームワークは財務諸表の構成要素に関するパートと、財務諸表における認識や測定に関するパートで、実現や稼得といった基礎概念の取り扱いが異なっている、と言われている³。そうした規定間の非整合的を取り除くことも、概念フレームワークの見直しを行う目的のひとつと考えられている。

ただ共通化や内部矛盾の除去だけが目的であれば、見直し後の概念フレームワークのあり方については多様な選択肢を想定しうる。その中で特定のひとつが敢えて選ばれたとすれば、そこには「公式の説明」では言及されていない、何らかの「書かれざる意図」があるはずである。それを明らかにしようというのが、一連の研究に共通の主題である。

「共通化を図ること」および「内的な矛盾を取り除くこと」という制約を満たす、多数の改訂案の中から特定のひとつを選択した意図に関して、IASBおよびFASB自身による直接的かつ明示的な説明がない以上、主要な改訂内容や、改訂の前後にIASBやFASBから公表された周辺情報から「意図」の手がかりを掴むしかない。こう

³ これらのパートについてはいまだ改訂が行われていないことから、これを「現行の概念フレームワーク」と称してもよい。

したことから、「意図」の把握を主題とした研究の多くは、改訂前後の概念フレームワークを対比し、主要な変更点の把握に努めたり、概念フレームワークの改訂と連動していることが示唆される他の基準開発プロジェクトの把握に努めたりしている。以下ではこうした内容を主題とした先行研究のレビューを行い、そこで何が解明されてきたのかを要約・整理する。

(2) 新たな概念フレームワークの主要な特徴

(a) 財務報告の目的に関する特徴

IASBとFASBによる概念フレームワークの見直しプロジェクトでは、これまでに、財務報告の目的に関するパートと会計情報の質的な特性に関するパートについての作業が完了し、新たな共通の概念フレームワークが公表されている⁴。改訂後の概念フレームワークのうち、財務報告の目的に関するパートに固有の特徴として先行研究の多くが指摘していることのひとつは、「受託責任の解除」という役割の位置づけと関わっている。すなわち投資家の意思決定に有用な情報は、「自動的に」経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断にも資する。したがって受託責任の解除という役割は、投資家らの意思決定にとって有用な情報の提供、という役割の一部と考えてよい、というのが、新たな概念フレームワークにおいてIASBとFASBとが依拠している事実認識と指摘されている⁵。

会社による投資の成果に関する情報や、投資のストックに関する情報はいずれも「経営者が出資者から預託された資金を、出資者の利害に沿う形で誠実に運用したかどうか」や「投資家による将来キャッシュフローの予測や企業価値の評価」と密接に関わっている。「受託責任が果たされたかどうかを確かめるのに資する情報」と「投資家らの意思決定にとって有用な情報」とは、その限りで等質的な側面を有している。

⁴ このほかにも報告企業に関する共通の概念フレームワークも存在するが、これは新たに開発されたものであり、既存の概念フレームワークに関する見直しによるものではない。

⁵ 後に詳述するように、「投資家の意思決定に有用な情報」と「受託責任が果たされたかどうかを確かめるのに有用な情報」との異同については争いがある。両者の相違を強調するAAA[2007]、AAA[2010]、Christensen [2010]、Lennard [2007]、Manh et al. [2010]およびWhittington [2008]は、本文中に記した内容を、共通化が図られた概念フレームワークの特徴として強調している。このうちAAA[2007]については、斎藤[2010]補章3を参照。また「投資家らの意思決定にとって有用な情報の提供」と「受託責任の解除にとって有用な情報の提供」という、ふたつの役割に関する「共通化された概念フレームワーク」の逐条的な解説として白木[2011]、川西[2010]、郡司[2011]、志賀[2011]、山田辰巳[2012]などを参照。

受託責任の解除に資する情報の提供という役割と、投資家の意思決定に有用な情報の提供という役割との関係についてのIASBやFASBの事実認識は、こうした事実根拠に根ざしたものだといえるであろう。

財務報告の目的に関するもうひとつの特徴として先行研究の多くが指摘しているのは、財務情報の主要な利用者(primary user)を株主(あるいは連結財務諸表における親会社株主)に限定することなく、債権者らを含んだ資金提供者(capital provider)を広く主要な利用者として想定している点である⁶。

ひとくちに資金提供者といっても、現行の会計基準は「利益の帰属主体になりうるか」という観点から株主と債権者とを明確に区分している。また連結財務諸表をいわゆる親会社説にもとづき作成する場合は、親会社株主と子会社の少数株主(非支配株主)もまた区分される。「子会社の少数株主、場合によっては債権者まで財務情報の主要な利用者とみなすこと」がただちに「かれらをも利益の帰属主体とみなすこと」を含意するのか、それとも単に「財務情報の提供に際し、債権者や子会社の少数株主に固有の情報要求にも(追加的に)応えること」だけが求められているのかは定かでない。

とはいえ、IASBやFASBのこうしたスタンスが、潜在的に、「親会社説より経済的単一体説に依拠すべし」とか、「債権者を株主と等質的に取り扱うべし」という結論に行き着く可能性を秘めているのもまた事実である。財務情報の主要な利用者を「資金提供者(一般)」とみる考え方は、現行の会計基準に無視できない変化を引き起こしうる点で、改訂後の概念フレームワークの主要な特徴のひとつと位置づけることができる。

(b) 会計情報の質的な特性に関する特徴

続いて会計情報が備えるべき質的な特性に考察を進める⁷。新たな概念フレームワークの特徴として先行研究の多くが指摘していることのひとつは、目的適合性(レリバンズ)と信頼性(新たな概念フレームワークにおいては「忠実な表現」との関係)の変化である。旧来の概念フレームワークでは、目的適合性と信頼性が場合によっては両立しえない、と考えられていたのに対し、新たな概念フレームワークではトレー

⁶ これを「改訂された概念フレームワーク」の主要な特徴のひとつとして指摘している先行研究として、桜井[2009]、万代[2012]のほか、前掲の Manh et al. [2010]、白木[2011]を参照。

⁷ 白木[2011]をはじめとする前掲論文の多くが、以下に記すふたつの特徴に言及している。

ド・オフの関係は生じない、と考えられている。

すなわち新たな概念フレームワークでは、まずレリバンスの観点から「財務報告に反映させるべき経済事象」が決められる。次いで報告すべきと判断された経済事象について、想定可能な認識・測定手法の中から「当該事象を最も忠実に表現しているもの」が選ばれることとなる。レリバントな事象を報告対象とすることは「既定の方針」とされているから、これに続く「何が最も忠実な表現か」の検討過程で、「忠実な表現」の観点から報告対象に含めるべきではない、と判断される項目が生じる余地は残されていない。こうしたことから、新たな概念フレームワークでは、ふたつの主要な質的特性間にトレード・オフの関係が生じることは想定されていない。

新たな概念フレームワークの質的特性に関するもうひとつの特徴として先行研究がしばしば指摘しているのは、検証可能性(verifiability)の位置づけの変化(地位の低下)である。新たな概念フレームワークは検証可能性を直接的な検証可能性と間接的な検証可能性に区分しているが、それらはいずれも補強的な特性(enhancing characteristics)と位置づけられており、基本的な特性(fundamental characteristics)と位置づけられた目的適合性や忠実な表現とは異質なものとみなされている。

新たな概念フレームワークにおける補強的な特性は、基本的な特性が充足されたかどうかの直接的な要件として機能するものではなく、平易に言うなら「あればなお良いもの」と位置づけられている。したがってそこでは、極端なケースを想定すると、検証可能性に重大な疑義が寄せられる場合であっても、十分に目的適合的と判断された項目は財務報告の対象となる。検証可能性が信頼性を支える下位概念と位置づけられていた旧来の概念フレームワークでは、検証可能性を極端に欠いた情報は信頼性も欠くことから、たとえ目的適合的であったとしても財務報告の対象外となりえたことに鑑みると、概念フレームワークの改訂によって検証可能性の持つ意味は大きく変質した、ということができる。

(3)「主要な特徴」が示唆する「IASB/FASB の意図」

これまで記してきたように、IASB と FASB による新たな概念フレームワークの主要な特徴点については、多くの先行研究が類似した指摘を行っている。そうすると次に問題となるのは、そうした特徴を有する概念フレームワークが敢えて選ばれた理由で

ある。この点についても、先行研究の多くが共通の指摘を行っている。すなわち、IASB や FASB は公正価値会計の適用領域を拡大し、最終的には全面的な公正価値会計(full fair value accounting)を導入しようとする意図にもとづき、それと整合的な概念フレームワークを公表したのではないか、という結論を導いている先行研究が多い⁸。以下では、これまで記してきた「新たな概念フレームワークの特徴」を、公正価値会計の拡大という意図と関連づけられる理由を論じる。まずは財務報告の目的に関する特徴から議論を始める。

(a)財務報告の目的にみられる IASB/FASB の意図

財務報告の目的に関する特徴のひとつは、先に記したとおり、投資家の意思決定に有用な情報は、経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断にも(常に)有用である、という事実認識に現れていた。改訂された概念フレームワークの記述は、投資家の意思決定に有用な情報が経営者による受託責任の遂行状況を確認するのに有用な情報とは言い切れないケースや、その逆はない(あるいは、そのようなケースは顧みなくてもよい)、というスタンスに依拠していると考えられるものであった。

「受託責任の解除に資する情報の提供」と「投資家の意思決定に有用な情報の提供」とは、少なくとも形式上、異質な要請にもとづくことと考えられる。とすれば、後者の要請を満たすことで「自動的に」前者の要請が満たされる保証はない。にもかかわらず、ふたつの要請の間で起こりうる「潜在的な対立」に関する記述が意図的に避けられているとすれば、そこには、(a)ふたつの要請が対立しうる会計基準の開発をIASB が意図している可能性や、(b)そうした対立の顕在化を回避しようと試みている可能性を読み取ることができる。

よく知られているとおり、IASB は「投資家の意思決定に有用な情報を提供すべし」という要請に応える必要から、公正価値会計の適用範囲を拡大しようと努めている⁹。この考え方を貫徹しようとすれば、取引所の相場が存在せず、時価や公正価値を見積もる際に用いる理論モデルについても市場関係者間で十分な合意が得られないよ

⁸ 藤井[2011]のほか、桜井[2009]や志賀[2011]にこうした指摘がみられる。AAA[2007]、AAA[2010]および Whittington [2008]も同様である。

⁹ 算定根拠があいまいな「公正価値」による継続的な再評価をつうじて投資家らの意思決定に有用な情報が提供されるかどうかは、ほんらい、事実にてらして確かめなければならないことである。ただ、ここで解き明かさなければならないのはIASB や FASB の判断がどのような事実認識に根ざしているのかである。それゆえここではさしあたり、測定手法が十分な客観性を欠く公正価値やその変動に関する情報であっても、投資家らの意思決定に有用でありうることを与件とする。

うな項目までもが公正価値などによる評価の対象となる。こうした項目の時価や公正価値の推定においては、経営者による主観的な見積もりを避けられない場合も起こりうる。

受託責任が果たされたかどうかの判断は、企業による活動成果のどれだけを経営者に分配するのか、という判断と結びつく。そうした当事者間の利害調整においては、利益の数値が当事者の利害に直接的な影響を及ぼす。こうしたことから、「受託責任が果たされたかどうかの判断に資する情報の提供」という文脈では、利益情報の客観性がより強く求められることとなる。とすれば、かりに「取引所の相場が存在せず、それを推定する際に用いるモデルについても、市場関係者が広く受け入れているものが存在しない金融資産や金融負債の時価評価」が投資家にとって有用な情報を生み出すとしても、それが受託責任の解除に資する情報の提供という要請にも資する保証はない。

ここで論じたとおり、IASB が試みている「公正価値会計に関する適用領域の拡大」は、「ふたつの要請」の対立を引き起こす可能性を秘めている。改訂後の概念フレームワークが、「ふたつの要請」が潜在的な対立関係にあることの強調に代え、「ふたつの要請が同時に満たされることも多い」という事実のほうを強調している理由については複数の可能性を想定しうるが、「公正価値会計に関する適用領域の拡大を促すため」は、有力な解釈のひとつとなりえよう。

(b)会計情報の質的な特性にみられる IASB/FASB の意図

続いて会計情報が備えるべき質的特性に考察を進める。このパートの主要な特徴のひとつは、「目的適合的と判断された経済事象を忠実に表現すべしという要請」、すなわち「目的適合性と信頼性との間にトレード・オフの関係は存在しないという事実認識への依拠」に現れていた。こうした事実認識もまた、以下に記す理由により、公正価値会計の適用領域を拡大しようという意図と親和的である。

財務報告の目的に関する特徴にひきつけて論じたとおり、公正価値会計の適用領域を拡大しようとするれば、取引所の相場のない項目もその適用対象となる。こうした項目には、市場関係者が広く支持しているモデルに依拠して時価や公正価値を見積もることができないものも含まれている。恣意的な見積もりに依拠した理論値は、改訂前の概念フレームワークでは信頼性を大きく欠いた評価額とみなされ、たとえ目的適合性の点で優れているとしても、その適用はより有用な情報の提供に結びつかない、と

判断される可能性を秘めていた。

こうした項目の位置づけは、改訂後の概念フレームワークでは大きく異なる。もっぱら目的適合性の観点から「財務報告に含めるべきか否か」を決める改訂後の概念フレームワークでは、見積もりの手法について一定水準以上の信頼性が保証されているか否かは、その手法にもとづく評価額が有用な情報に結びつくかどうかの判断に直結しない。言い換えれば、改訂後の概念フレームワークでは、主観的にしか見積もれないことが公正価値評価の適用領域を拡大する際の直接的な障害とはならない。目的適合性と信頼性(あるいは「忠実な表現」と)の関係の見直しは、その意味で、公正価値会計に関する適用領域の拡大を間接的に支持するものとなっている。

会計情報が備えるべき質的な特性に関するもうひとつの特徴は、検証可能性の位置づけが変化したことに現れていた。先に記したとおり、改訂前の概念フレームワークにおいて信頼性を支える下位概念と位置づけられてきた検証可能性は、改訂後の概念フレームワークでは「基本的な特性(会計情報が有用であるための要件と直結)」から切り離された「補強的な特性」のひとつと位置づけられている。いわば新たな概念フレームワークにおいて、利益情報が最低限の検証可能性を備えていることは「必須の要請」から「推奨されること」へと格下げされている。

独立した第三者との取引に裏づけられた評価額(取引価額)と異なり、保有者自身が見積もった評価額については取引記録をつうじた検証は困難である。それゆえ検証可能性の問題は、典型的には、時価や公正価値を見積もる局面において顕在化する。とりわけ取引所の相場が存在せず、市場関係者が広く受け入れている理論モデルも欠く項目については、見積もった評価額を客観的な事実にてらして検証するのが難しい。そのような評価額は、改訂前の概念フレームワークでは、(検証可能性を介して)信頼性を欠いたものとみなされ、たとえ目的適合性の点で優れているとしても、その適用はより有用な情報の提供に結びつかない、と判断されたことであろう。

これに対し改訂後の概念フレームワークでは、検証可能性の欠如は「補強的な特性」の問題という位置づけにとどまる。したがって、たとえほとんど検証できない項目であっても、目的適合的で、かつ当該項目に関する「忠実な表現」を見出せるのであれば、財務報告の対象となりうる。検証可能性が公正価値評価の適用領域を拡大する際の障害とならなくなったことに鑑みると、「公正価値会計の促進」は、検証可能性の

位置づけが変更された理由に関する有力な解釈のひとつと位置付けられる¹⁰。

(c)小括

ここで記してきたとおり、先行研究の多くは、財務報告の目的と会計情報の質的な特性に関する新たな概念フレームワークの主要な特徴を、公正価値会計の適用領域を拡大しようとするIASBの試みと親和的なものと位置づけている。先行研究の含意は、「公正価値会計の適用領域を拡大しようという意図のもとで概念フレームワークが改訂された」という仮説を排他的に支持されることを厳密に検証したものではない。先行研究からいいうるのは、「概念フレームワークの改訂に際し、公正価値会計の適用領域を拡大しようとする基本方針と対立が生じないように配慮がなされた可能性がある」ということにとどまる。

代替的な仮説がみられず、先に記した先行研究がほとんど同様のスタンスに依拠した議論を行っているのは事実だが、それだけでは「公正価値会計の適用領域を拡大しようという意図のもとで概念フレームワークが改訂された」という説明が必然的なものとはいえない。これは、概念フレームワークの改訂が特定の方針で行われた理由(すなわち「IASBやFASBの意図」)を解き明かそうと試みた先行研究が共通で抱えている問題点と考えられる。

とはいえ、IASBやFASBの意図に関する研究は、興味深い検討課題を残している。というのも、「公正価値会計の適用領域の拡大を図り、最終的には全面的な公正価値会計を目指している」という類いの推察に対し、IASB自身はそれが根拠のない批判である、という反駁を繰り返しているからである¹¹。IASBやFASBによる概念フレームワークの開発作業を客観的に観察している主体(学界関係者)からは、公正価値会計の適用領域を拡大しようとする試みとの整合性を保ちながら概念フレームワークの改訂が行われた可能性が指摘されるのに対し、概念フレームワークを開発した主

¹⁰ なお改訂後の概念フレームワークは、検証可能性を直接的な(証拠による)検証可能性と、間接的な検証可能性に区分している(IASB[2010], Chapter3, QC27)。従来の会計基準がここでいう「直接的な検証可能性」だけにてらして検証可能かどうかを判断してきたことに鑑みると、直接的なものと同接的なものとの区分は、間接的な証拠しか得られない場合であっても検証可能性は充足される、という新たな判断に根ざしたものと考えられる。取引所の相場のない銘柄について見積もった公正価値に関する直接的な検証は困難だが、(緩やかに定義された)間接的な検証のほうなら不可能とはいきれない。そう考えれば、「間接的な検証可能性」という概念の導入もまた、公正価値会計の適用領域を拡大しようとする意図と結びついているものと推察される。

¹¹ Danju [2013]および Hoogervorst [2013]を参照。

体の側は、最終的には全面公正価値会計への移行を念頭に置きながら公正価値会計の適用領域を拡大しようとする意図を否定しているのである。

(a)いずれか一方が意図的に、あるいは無意識のうちに事実に反する見解を示しているのか、かりに事実に反する見解が示されているとすればそれはなぜか、(b)それとも見解の相違は事実認識の違いに起因するもので、必ずしもいずれか一方が正しく、他方が間違っている、という類いの対立ではないのか、はいまのところ明らかでない。その解明は今後の検討課題として残されている。

(4)「改訂された概念フレームワーク」にみられる問題点

概念フレームワークを対象とした近年の先行研究は、「IASB/FASB の書かれざる意図」の解明に加え、新たに公表された概念フレームワークが抱えている問題点(およびその解決策)にも関心を寄せている¹²。こうした先行研究の中には、新たな概念フレームワークとIASB/FASBが行っている他のプロジェクトとの矛盾(および概念フレームワーク自体の自己矛盾)を指摘しているものもみられるが¹³、その多くは新たな概念フレームワークが依拠している前提の(不)適切さを検討対象としている。以下ではこの点を詳述する¹⁴。

(a)会計情報の質的な特性に関する問題点

¹² このほか、「概念フレームワークの改訂は、公正価値会計に関する適用領域の拡大という目的の達成に資するものであったのか」、つまり「IASB/FASBの思惑どおりに事態は推移したのか」に関心を寄せている先行研究も少なくない。ただしこれらの先行研究は、結局、新たな概念フレームワークが抱えている問題点の指摘に行き着く場合が多い。こうしたことから、「意図が達成されたかどうか」を主題としている先行研究を、本稿では「問題点を指摘している先行研究」に含めている。

¹³ 例えば企業会計基準委員会[2008]は、資金提供者(一般)を財務情報の主要な利用者とする考え方は、連結企業集団において親会社株主と子会社の少数株主とを等質的に取り扱うべし、という主張を超えて、株主と債権者とを等質的に取り扱うべし、という議論に発展する可能性がある、という考え方を紹介している。債権者をも等質的に取り扱うことになれば、もはや負債と純資産とを区分する必要も失われ、財政状態や経営成績の報告における主要な関心事は(総)資産のストックとその変動だけとなる(総資産を広くとらえた資金提供者でどう分配するのかは、二次的な重要性しか持たないこととなる)。こうした考え方は、財政状態や経営成績の報告を資産や負債の評価とその変動とに還元しようとするIASB/FASBの考え方や、負債と資本の区分に関する基本原則を確立しようとするIASB/FASBの取り組みと矛盾するのではないか、という疑問が、企業会計基準委員会[2008]において示されている。

¹⁴ これまでは改訂された概念フレームワークの章の順序にもとづき、財務報告の目的に関する議論の後に、会計情報の質的特性に関する議論を行ってきた。ここでは学界関係者の評価が概ね一致していると考えられる論点を優先的に論じる観点から、会計情報の質的特性に関する問題点を先に取り上げる。

新たな概念フレームワークが依拠している前提に関する疑義は、第一に、「目的適合性と信頼性との間にトレード・オフの関係は生じない」や「十分な検証可能性が保証されなくても会計情報は有用でありうる」といった、会計情報の質的な特性に関して IASB と FASB が暗黙のうちに依拠している事実認識に向けられる。まずはこのうち「目的適合性と信頼性との間にトレード・オフの関係は生じない」という事実認識を検討対象とする。

企業の活動に精通している経営者だけが有している内部情報は、外部の投資家が行う企業価値の評価にとって有用でありうる。そうした情報を引き出すためには、投資成果の計算・開示に関して経営者に裁量を与えるほうがよい¹⁵。他方で、報告利益の大きさが自身の利害に影響する経営者は、自身にとって「都合の良い」数値へと利益を操作する誘因を持ち合わせている。企業に関する情報が経営者ほど十分ではない投資家は、そうした操作を完全に見抜くことができない。そうすると、経営者による裁量のある程度制限しなければ、投資家は報告された利益を企業価値の評価などで利用することができない。

ここで記したとおり、利益の測定・開示に関するルールの新設や改廃においては、経営者の裁量をどの程度許容し、逆にどれだけ厳しく制限するのか、というバランスが求められる。これはレリバンスと信頼性とは対立しうる、という事実認識と整合的である。つまり会計情報の利用者は企業の内部情報を必要としているが、作成者と利用者の間には企業の内部情報に関する格差が存在し、優位な立場にある作成者は自身の利害に沿って開示する情報の内容や開示手法を決定する、という前提を受け入れる限り、レリバンスと信頼性との間にトレード・オフの関係が生じうる、という前提もまた受け入れなければならない。逆にいえば、レリバンスと信頼性とは対立しえない、という事実認識に依拠するためには、投資家や経営者の行動原理やかれらが直面している環境について、必ずしも一般的とはいえない前提を置くこととなる。

IASB や FASB が「目的適合性と信頼性との間にトレード・オフの関係は生じない」や「十分な検証可能性が保証されなくても会計情報は有用でありうる」といった事実認識に依拠していること背景には、前項で述べたとおり、公正価値会計の適用領

¹⁵ 例えば「機械設備」という外形だけに着目し、各企業における保有形態の相違にかかわらず、償却基準・耐用年数・残存価額などを一律に決めてしまう場合と、それらの選択を各企業の裁量に委ねる場合とを対比されたい。

域を拡大しようとする IASB や FASB の意図があると考えられる¹⁶。そこでは暗黙のうち、純資産に関する時価や公正価値、およびその変動に関する情報は常に(無条件に)投資家にとって有用な情報となる、という前提が置かれているのであろう。それが特定の(しかもかなり限定され、現実離れした)条件下でしか成立しない議論であることは、少なくとも学界においては通念といってよい。詳述は避けるが、完全でも完備でもない市場を前提としたとき、公正価値や時価(およびそれらの変動)に着目した財務報告が、投資家らの意思決定にとって有用な情報を提供する保証はない、ということに学会で疑義が向けられることはないといってよい¹⁷。

公正価値会計の適用領域を拡大することの論拠として IASB と FASB が掲げていることのひとつに、「それがヒックスの提唱した所得概念と整合的だから」がある。しかしこの点に関する先行研究は、IASB のスタッフらがヒックスの原著を誤解、あるいは誤読している旨を指摘している¹⁸。それが意図的な曲解なのか、それともスタッフの能力不足なのかはともかく、ヒックスの議論を引用したところで、全面的な公正価値会計が必要だという結論は引き出せない、という点で学界関係者は概ね一致している、とみてよい。少なくとも著者の知る限り、この点で IASB や FASB の立場を支持する学術論文はみられない。

ここで述べたように、先行研究の多くは、会計情報の質的特性に関して新たな概念フレームワークが依拠している事実認識は経験的な事実と整合しておらず、また新たな概念フレームワークの公表をつうじて IASB や FASB が推進しようとしている全面的な公正価値会計についても、それが望ましい、という判断の根拠とされる「理論モデル」には重大な誤認がみられる、と結論づけている。それを鵜呑みにするような姿勢は慎むべきだが、時価や公正価値を基礎とした財務報告が、取得原価を基礎としたものよりも無条件に望ましい、という判断を暗に含んだ IASB らの「耳あたりのよい」説

¹⁶ 先に述べたとおり、「公正価値会計の適用領域を拡大しようという意図のもとで概念フレームワークが改訂された」という仮説は、経験的な事実根拠に根ざした検証を経ていない。以下の議論は、この仮説をさしあたり未検証のまま受け入れたうえで、たとえその仮説が受容されたとしても、そこで政策目標とされている「公正価値会計の適用領域を拡大すべし」は、必ずしも説得力ある議論に支えられていないことを示すためのものである。いうまでもなく、上記の仮説が事実根拠に根ざしていないのであれば、ここに記している内容もまた、改訂された概念フレームワークが抱えている問題点の指摘としては意味を持たないこととなる。

¹⁷ 全面的な時価会計や公正価値会計を支持する立場については、JWG[2000]やCFA[2010]を参照。

¹⁸ さしあたり Bromwich et al. [2010]を参照。

明についても慎重な姿勢で臨まなければならない。

(b)財務報告の目的に関する問題点

新たな概念フレームワークが依拠している前提に関する疑義は、第二に、財務報告の目的に関して IASB と FASB が依拠している事実認識や価値判断、すなわち「投資家らの意思決定に有用な情報は、経営者が誠実に受託責任を果たしたかどうかを確かめるためにも有用である」という事実認識(IASB[2010], OB16)にも向けられてきた。

IASB や FASB が依拠している上記のスタンスに対する先行研究の批判は、(a)投資家の意思決定に有用な情報と、受託責任が果たされたかどうかを確かめるのに資する情報は、客観性に対する要求水準などの点で異なることと、(b)投資家の意思決定に有用な情報を提供する役割は公開企業に限って求められるのに対し、受託責任が果たされたかどうかを確かめる役割はすべての企業に求められる点で、会計に固有の「より本質的な役割」といいうること、などに依拠している¹⁹。求められるものが異なる以上、一方の役割に資する情報が常に他方の役割を果たすのにも役立つとはいえない。しかも異質なふたつの役割のうち、より広く期待されているのは「受託責任の解除」であるにもかかわらず、実際には意思決定の有用な情報の提供という役割のほうに焦点が当てられている。IASB や FASB に対する批判は、こうした考えに根ざしている²⁰。

上記の批判にあるように、直接的に想定されている報告対象が潜在的な投資家を含むのか、それとも現時点における会社の所有者に限られるのか、といった点でふたつの役割は異なっている。そこに違いがみられる以上、それぞれの役割に適う利益情報が異なりうるのも確かである。しかし、潜在的な投資家と既に会社を所有している主体とが、上記の文脈で実際に(客観性などの点で)どれだけ異質な情報を求めているのかについては、慎重な検討が必要であろう。IASB や FASB に対する批判においては、暗黙のうちに、意思決定に有用な情報の提供という文脈では必ずしも十分な客観性が求められない、という前提が置かれているが、そう言い切れる保証はないからである。それは以下の理由による。

¹⁹ AAA[2007]、AAA[2010]および Manh et al. [2010]は、この問題点をとくに強調している。

²⁰ おそらくはこうした批判に応えようという意図から、IASB[2013]は第9章において、受託責任の解除に資する情報の提供、という役割は改訂後の概念フレームワークにみられないものの、そうした役割が一貫して重要視されてきた事実はIASBも認識している、と述べている。

企業が生み出す将来キャッシュフローの予測や、それをつうじた企業価値の評価に際し、利益情報は投資家にとって代替的な情報源のひとつに過ぎない。より主観的な予測情報が代替的な情報源から多く提供される状況において、利益情報に固有の強みは、適切な事実に基づけられた実績値としての企業成果を反映している点に求められる。いわば旧来の予測が正しかったかどうかを確かめ、それを適宜改訂するのに資する情報を提供しうるのは、「事実に基づいた成果」を指向している利益の情報に限られる。とすれば、投資家の意思決定に有用な情報の提供、という役割を果たすためにも、相応の客観性が求められることになろう²¹。

そう考えると、投資家の意思決定に有用な情報と受託責任が果たされたかどうかの判断に有用な情報とが、形式とはともかく、実質的にどれだけ異なるのかは定かでない。かりにそれぞれの役割に適う情報に相違がみられないのであれば、たとえ投資家の意思決定に有用な情報の提供が公開会社に限って求められる役割に過ぎないとしても、その事実は利益の計算や開示のあり方に影響を及ぼさないこととなる²²。受託責任の解除という役割を独立したものとして強調すべし、という趣旨の批判が意味を持つかどうかは、その役割に適う情報が客観性などの点で投資家の意思決定に有用な情報とどれだけ異なっているのかに依存している。

少なくとも一時期のIASBが、投資家の意思決定に有用な情報の提供という観点から、かなり主観的な見積もりに依存した財務報告を求めていた、と言われている。こうした財務報告が(ア)経験的な事実にてらして「実際に」投資家の意思決定に役立っている場合や、(イ)経験的な事実の裏づけにかかわらず、「レリバントである限り、主観的な見積もりに根ざした情報をも提供すべし」という方針をIASBが今後も貫く場合は、投資家の意思決定に有用な情報と受託責任が果たされたかどうかの判断に有用な情報とが相違する。

これに対し、先に記したとおり、投資家の意思決定に有用な情報の提供という役割に着目してもなお、事実に基づいた情報の提供が客観的な情報の提供が求められる、という仮説を受け入れる場合は、投資家の意思決定に有用な情報と受託責任が果た

²¹ 関連した議論として、斎藤[2010]補章3を参照。

²² 投資家の意思決定に有用な情報と、受託責任の解除に資する情報とが、必要とされる客観性の水準などにおいて異なるとはいえない、という帰結は、中小企業に簡便な処理を認めるべきではない、という結論を含意しているわけではない。情報作成に係るコスト負担に各企業がどれだけ耐えられるのかを斟酌すべきかどうかは、ここで採り上げた問題から独立している。

されたかどうかの判断に有用な情報は必ずしも大きく相違しないこととなる。

こう考えると、受託責任の解除に資する情報の提供、という役割が概念フレームワークに明記されていないことに対する批判は、暗黙のうちに上記(イ)の立場に依拠していると考えられる²³。いわばそれは、IASBがどのような基本方針に依拠して概念フレームワークを開発しているのかに関する特定のスタンスを与件としたものであり、誰もが無条件に受け入れられるものではないことに留意しなければならない。

(c)小括

ここで記してきたように、IASBとFASBによる新たな概念フレームワークの主要な問題点として先行研究の多くが指摘しているのは、それが必ずしも一般的とはいえない前提や学界関係者の支持が得られていない仮説に根ざしていることである。たとえIASBの議論に内的な論理矛盾が生じていないとしても、もともと立脚している基本的な前提や事実認識が不適切であれば、そこから導かれてくる帰結も容易には受け入れられないものとなる。IASBとFASBによる概念フレームワークが抱えているこうした問題点に関して、先行研究のスタンスに基本的な相違はない、といつてよい。

ただ、「投資家の意思決定に有用な情報を提供すれば、『自動的に』受託責任が果たされたかどうかの判断に有用な情報も提供される」というIASBのスタンスが深刻な問題を引き起こしているかどうかについては、学界関係者の判断は必ずしも一様ではない。こうした判断の違いは、投資家の意思決定にとって有用な情報の提供、という観点から主観的な見積りに依拠した利益測定をIASBが正当化しようとするかどうか、に関する事実認識の違いから生じているものと考えられる。

基準開発に係るIASBの「基本方針」が依拠している事実認識や価値判断は、いまのところ経験的な事実に基づけられたものとはいえない。その裏づけが得られないとしても、IASBの「基本方針」は変わらないのか、それとも経験的な事実に適うように修正される余地が残されているのかは、今後の検討課題として残されている。

III 概念フレームワーク自体の存在意義

前節で採り上げた先行研究はいずれも、IASBとFASBによって改訂された概念フレームワークを直接的な分析対象としていた。そこでは主として、新たな概念フレーム

²³ これまで解明されてきた事実を鑑みれば、(ア)の立場を受け入れるのは難しい。

ワークが公表されたことの意義 (IASB や FASB の「書かれざる意図」) や、新たな概念フレームワークが依拠している事実認識や価値判断が事実根拠に根ざしたものかどうかの解明に関心が向けられていた。新たな概念フレームワークは公正価値会計の適用領域を拡大しようという IASB や FASB の思惑と親和的だが、先行研究によれば、その結論を引き出すために IASB や FASB が依拠している事実認識や価値判断の中には、市場関係者 (学界関係者を含む) が必ずしも広く受け入れていないものも含まれていた。

新たな概念フレームワークを直接的な対象とした先行研究は (研究対象に関して) 網羅的であり、またそこから引き出されてきた含意は概ね首尾一貫している。その意味では、この領域に未着手の検討課題 (未解決の争点) は残されていない、といつてよい。

他方、概念フレームワークを対象とした近年の先行研究には、IASB と FASB による概念フレームワークから少し距離を置いたものもみられる。具体的には、(a) 概念フレームワーク自体の存在意義を改めて問い直すものや、(b) 既存の形式 (典型的には「財務報告の目的」「会計情報の質的な特性」「財務諸表の構成要素」および「財務諸表における認識と測定」という区分) にとらわれることなく概念フレームワークに記載すべき内容を問い直すものがみられる。さらには、本稿のタイトルと同様、(c) 概念フレームワークを対象とした議論に関する分析視座のうち、これまで学界関係者の関心を十分に引いてこなかったものに焦点を当てたものもみられる。

上記のうち(c)に該当する先行研究としては、概念フレームワークだけを単独で分析対象とするのではなく、会計に関する規制の枠組み全体を視野に収めたうえで、概念フレームワークがどう位置づけられているのか、に目を向けることや、会計規制の枠組みが歴史的な変遷にも目を向けるべきことを説いた津守[2012]や、概念フレームワークはその採択過程において政治的な影響を免れない以上、「概念フレームワークは規範演繹的なアプローチにもとづいて開発されている」という通念を字義通りに受け取るべきではない、と説く山田康裕[2012]などを例示しうる²⁴。たとえ内容が同一だとしても、GAAP の構成要素とみるかどうかによって概念フレームワークの存在意義は違って来るから、GAAP のヒエラルキーにおける概念フレームワークの位置づ

²⁴ 前掲の Manh et al. [2010]もまた、概念フレームワークが政治的な影響を受けている旨を指摘している。

けも分析対象としなければならない、と説く佐藤[2012]もまた、この範疇に属する先行研究と位置づけられる。

(c)に属する上記の先行研究と同様、(a)および(b)に属する先行研究も多くの示唆に富んでいる。以下では、(b)に属する先行研究として AAA[2010]を、(a)に属するものとして大日方[2011]を採り上げ、それぞれの要旨を記すこととする。

(1)既存のフレームワークにとらわれない「代替案」の提示

IASB と FASB による新たな概念フレームワーク(正確には、公開草案の段階にあった概念フレームワーク)を批判的に検討した AAA[2010]は、「現状のままでは受け入れられない」公開草案に代わる「より良い概念フレームワーク」の提案を趣旨としている²⁵。実際には、基本理念の次元では公開草案と変わらない概念フレームワークが最終版として確定してしまったが、AAA[2010]の提案は「改訂された概念フレームワーク」が抱えている「より本質的な問題点」を解き明かすうえで示唆に富むものとなっている。本稿ではそうした AAA[2010]の要点を記すこととしたい。

AAA[2010]は、改訂前の概念フレームワークが実務に及ぼしてきた影響力は乏しい、とみている。大きな影響力が及ばない理由として AAA[2010]が指摘しているのは、それが曖昧な概念に依拠しており、どのような方針に従って基準を開発していくのか、方向性がみえない点である。こうした特徴は、公開草案(当時)にも受け継がれている、というのが AAA[2010]の基本的なスタンスである。

この問題を解決するためには、どのような利益情報の提供を目指すのかに関する「より明確な基本原則」の明示が必要と考えられる。AAA[2010]は、市場関係者が共有している「常識」に根差した 5 つの原則を示し、それらを概念フレームワークの中核に据えるべし、という趣旨の提案を行っている。そこでいう 5 つの原則とは、具体的には、

1. 取引に根ざした認識や測定を行うべし。
2. のれんを生み出す事業投資と、それを生み出さない金融投資の成果を区分把握すべし。

²⁵ AAA[2010]に先立って公表された AAA[2007]も趣旨は同様である。

3. 貸借対照表に記載されているストック情報より、損益計算書に記載されているフロー情報(投資の成果に関する情報)を重視すべし。
4. 中立性を重んじる観点から保守的な処理を避けるのではなく、むしろ(放っておけば利益を水増ししようとする経営者の性向を打ち消すため)保守的な処理を推奨すべし。
5. 所有主(普通株主)の視点に立った財務報告を行うべし。

をいう。

これらの5原則が持つ意味については、付録(appendix)において説明がなされている。例えば第1の原則が必要とされる理由は、企業会計に期待される役割にてらしてみたと、利益情報には客観性や確実性が必要とされることに求められている。また第2の原則が必要とされる理由は、投資家らが企業の将来キャッシュフローを予測し、その価値を評価する際、企業が行っている事業投資と金融投資を異質なものと区分していることを示唆する事実がみられることに求められている。こうした推論の根拠は必ずしも厳密な検証の手続を経していないため、AAA[2010]は自身の推論を「常識に根ざしたもの」と称しているのであろう。

基本の5原則を提示するのにつき、AAA[2010]はまた、これらの原則にもとづく財務報告と、現在行われている(あるいはIASBらが指向している)財務報告とを対比している。容易に想像できるように、ここに記した5原則にもとづく財務報告は、伝統的に受け入れられてきたものと親和性があり、逆に資産や負債の公正価値やその変動によって財政状態や経営成績を一元的にとらえようとする考え方とは対極的である。AAA[2010]で行われているこうした議論は、少なくとも一時期のIASBが依拠していた「基準開発に係る基本方針」への疑義に根ざしている。その点においてAAA[2010]は、概念フレームワークに内在する論理矛盾や、それが依拠している前提の不適切さを指摘することに主眼を置いた先行研究(前節で採り上げたもの)と共通している。

ただAAA[2010]は、前節で採り上げた先行研究とは対照的に、これまでの概念フレームワークが踏襲してきた様式を与件としていない。むしろ改訂後の概念フレームワークも、それ以前のものと同様、財務報告の目的や会計情報の質的な特性に関する箇所が過度に抽象的な表現に依存しており、その結果、概念フレームワークを参

照しても「何も決まらない」事態や、基準決定主体が概念フレームワークを濫用する事態が引き起こされている点に批判を向けている。従来の様式を踏襲するかぎり、会計情報が備えるべき質的な特性に関するパートなどで(恣意的な解釈が許容されてしまうという意味において)過度に抽象的な表現が許容されてしまうのであれば、これまでの様式に固執することなく、新たな概念フレームワークの構築を目指したほうがよい。AAA[2010]はこうした考え方に依拠しているのであろう。

かりに既存の様式によるかぎり「概念フレームワークを参照しても何も決まらない(それゆえ概念フレームワークには基準設定主体にとって都合の良い解釈が与えられてしまう)」のが事実だとしても、そうした事態を改善するための手段として、AAA[2010]が提唱している「5原則」にもとづく概念フレームワークの再構築が最適かどうかは定かでない。とはいえ、これまでの概念フレームワークが踏襲してきた様式には必然性がなく、既存のフレームワークが一貫して踏襲してきた様式(財務報告の目的、会計情報の質的な特性、財務諸表の構成要素、および財務諸表における認識と測定という4区分)の制約を取り払うことで、基準開発へのより良い貢献を期待しうる概念フレームワークが開発されるのではないか、という指摘には説得力がある²⁶。こうした分析視座は、概念フレームワークに関する新たな分析手法の開拓に資するであろう。

概念フレームワーク自体を直接的な研究対象としていないが、AAA[2010]と同様の含意を引き出している先行研究としては、このほか、AAA[2012]を指摘しうる。その主眼は、会計基準のあり方をめぐる最近の議論にはいくつかの対立軸があり、その対立軸を明示することによって、何が本質的な問題となっているのかを要約・整理しうる、という点に置かれている。具体的には、(a)ストック情報とフロー情報のいずれを重視するのか、(b)将来事象に関する予測と確定した過去の事象のいずれに依拠するのか、(c)実務慣行(市場関係者が受け入れてきたキャッシュフローの配分手法など)に根ざした測定を行うのか、それとも測定対象の持つ特性を直接反映した測定を行うのか、(d)基準開発をトップダウン方式とボトムアップ方式のいずれによって行うのか、が4つの主要な対立軸とされている。

²⁶ 概念フレームワークを4つのパートに区分する方法は、変更可能であるにもかかわらず受け入れられてきたという意味で、市場関係者が暗に有用とみなしてきたものと考えられる。そうした事実は尊重しなければならないが、その一方で、企業会計を取り巻く環境の変化したのであれば、その様式に固執する必要もない。

注意しなければならないのは、AAA[2012]が(a)から(d)までの対立軸について、各国の会計基準が首尾一貫した選択をするはずだという仮説を有しているわけでもなければ、首尾一貫した選択をすべし、と規範的に主張しているわけでもないことである。会計基準は実務慣行などにも大きく影響されるため、個別の局面ごとに同一の対立軸について異質な選択が行われることもありうる、というのが AAA[2012]の基本的なスタンスである。会計基準をめぐる論争は個々のケース毎に多様な形をとっているようにみえるが、実際には概ね 4 つの問題に還元しうる、というのである。

ここに記したとおり、AAA[2012]は問題の指摘にとどまっており、対立軸にそくして基準設定主体が行う実際の選択にどのような法則性が見出せるのか、なぜそのような法則がみられるのか、といった問題の解決は、将来に続く研究に委ねられている。その点に鑑みれば、「4 つの対立軸」をそのまま概念フレームワークに記載すれば、それが将来における基準開発の適切な指針となるのかどうかは定かでない。とはいえ、「4 つの対立軸」に関する選択が、利益計算に関する大枠に影響を及ぼすのは確かである。その意味では、「4 つの対立軸」もまた、概念フレームワークに関する新たな分析視座を提供している、ということができる。

(2)概念フレームワークの必要性に関する根源的な問いかけ

直前の(1)で採り上げた先行研究は、概念フレームワークの存在意義自体は認めたいうえで、そこに記載されるべき内容を、概念フレームワークがこれまで踏襲してきた「様式」に固執することなく問い直すものであった。こうしたものとは異なり、概念フレームワークを用いた基準開発自体の限界を指摘する先行研究もみられる。ここでは、こうしたスタンスに立つ先行研究の代表例として大日方[2011]を採り上げ、その論旨に沿う形で議論を進める。

大日方[2011]は「会計基準の質」と題された箇所で、概念フレームワークに依拠した基準開発が首尾よく機能するかどうかを論じている。そこでは、(A)あらかじめ演繹的・規範的に概念フレームワークを定め、(B)その中に、会計情報や会計基準の質に関する規定を設け、(C)それと整合的に個別の会計基準を設定すれば、会計基準の質の維持や向上が期待される、という議論は様々な形で論理破綻している旨が記されている。

より具体的には、まず(A)について、演繹的・規範的な議論の「正しさ」を示そうとす

れば、いわゆる無限後退論に陥ってしまう。演繹的・規範的な議論は、その意味で、自身の「正しさ」を(経験的な事実による検証を経ることなく)内生的に説明することができない。思弁的な議論から導かれてきた概念フレームワークが整合性の参照対象として意味を持つかどうかについて、先験的にいいうることはなく、その合理性は経験的な事実にてらして確かめなければならない、とされている。

また(B)については、財務報告に複数の機能(情報提供機能と利害調整機能)が期待されており、機能の違いに応じて会計情報や会計基準に求められる質も異なる以上、必要な「質」の選択は困難である、とされている。こうした一般的な議論に加え、大日方[2011]では、IASBとFASBとが共通の概念フレームワークにおいて「備えるべき特質」とみている「忠実な表現」への言及もみられる。そこでは、「忠実な表現」の定量化は困難で、何が忠実な表現なのかについては定性的な判断の余地が残されている以上、それが基準開発に際して依拠すべき基準として有効に機能するとは考えられない旨も指摘されている。

さらに(C)については、個別基準と会計基準の体系を支えている基礎概念との関係を分析する際、整合性を問うことで一意的な解決が導かれるかのような考えが広く浸透しているが、実際にはその保証はない、と指摘されている。個別基準が変化すれば、整合性を図る対象である基礎概念の体系のほうにも影響が及んでしまう。しかもそうした「影響」については多義的な解釈がありうる。個別の会計基準とそれを支える基礎概念の体系とが、互いに影響を与えながら変化していく動的なプロセスを顧みなければならないし、そもそも基礎概念の体系との整合性を図ることで、個別会計基準のあり方について常に意味のある含意を引き出せるかどうかについても、慎重な検討が必要だというのである²⁷。

タイトルにも記したように、大日方[2011]では概念フレームワークの存在意義が広く問い直されている。そこでの主要な指摘事項は、直前にも記したとおり、(a)概念フレームワークの「正しさ」は、経験的な事実にてらして確かめなければならないこと、(b)どのような特質が満たされなければならないか、を論じたところで、会計基準をどう開発するのか、という問題には解決が与えられないこと、および(c)会計基準の体系を支えている基礎概念と個別会計基準との整合性を図る分析手法には限界があり、会計

²⁷ より厳密な議論については、大日方[2012]および大日方[2013]を参照。

基準のあり方に関する含意を引き出しうるとは限らないこと、の3点であった。

概念フレームワークに関する分析視座の整理という本稿の趣旨にひきつけるなら、(a)の指摘は、いったん公表した概念フレームワークを字義通りに遵守することに固執する(「概念フレームワーク至上主義」とでもいうべき)スタンスをとるべきではない、という含意を有している。(c)の指摘もこれと密接に関わっており、概念フレームワークと個別会計基準との間に不整合がみられるとき、前者を無批判に受け入れ、後者をそれに合わせて修正するのは必然ではない、という含意を有している。「書かれた」概念フレームワークは、会計基準の体系を支えている基礎概念に関する基準設定主体の解釈に過ぎない。それは代替的な解釈の中から、基準設定主体の事実認識や価値判断に適う形で選ばれたものである。その選択が必然的なものかどうかを問うのであれば、経験的な事実による検証が必要となる²⁸。大日方[2011]は、概念フレームワークに依拠した基準開発のこうした限界に注意を喚起したものと見える²⁹。

大日方[2011]の趣旨は一見したところ、概念フレームワークに根ざした基準開発は(それをどれだけ改善しても)「原理的に」有用な会計情報の提供には結びつかない、という点にあるように見える。しかしその論旨を注意深く辿ると、主要な批判は、むしろ「概念フレームワークにもとづく基準開発が抱えている限界」がこれまで意識されてこなかったことに向けられている。とすれば、たとえ大日方[2011]の指摘を受け入れたとしても、ただちに概念フレームワークに根ざした基準開発を否定することにはならない。

むしろその指摘は、(経験的な事実によるテストを経ぬまま)依拠している事実認識や価値判断の存在を概念フレームワーク上に明記したり、概念フレームワークに依拠した基準開発の限界を明らかにしたりすることで、概念フレームワークがいま抱えている問題点が少なくとも部分的に解決される可能性を示唆している。そのような可能性を示唆している点において、大日方[2011]もまた、概念フレームワークに関する新たな分析視座を提供しているものと位置づけられよう。

IV 結びに代えて —要約と残された検討課題—

²⁸ また(b)は、AAA[2010]と同様、これまでの概念フレームワークが踏襲してきた「様式」の必然性を問い直したものと位置づけられる。

²⁹ 同様の視点に立つ先行研究として、Christensen[2010]も併せて参照。

(1)本稿の要約

IASBとFASBとが共同プロジェクトの形で概念フレームワークの見直しに着手して以来、概念フレームワークを対象とした先行研究が数多く公表されてきた。そうした先行研究が何を解き明かしてきたのか、逆に先行研究において何が未解決のまま残されているのかを明らかにするのが本稿の主題であった。

第2節で記したように、概念フレームワークに関する先行研究の多くは、上記のプロジェクトをつうじて公表された新たな概念フレームワーク(財務報告の目的と会計情報の質的な特性に関するもの)を直接的な対象としていた。そうした先行研究の一部は、新たな概念フレームワークが暗黙のうちにもどのような財務報告を目指しているのか、すなわちその「書かれざる意図」の解明に関心を寄せていた。そこでは、財政状態や経営成績を資産および負債の残高とその変動によって一元的にとらえようとする考え方や、その延長線上にある公正価値指向の利益測定モデルが望ましいという考え方に沿う形で、概念フレームワークの改訂が行われた可能性が示唆されてきた。

改訂された概念フレームワークを直接的な分析対象とする先行研究としては、このほか、見直された概念フレームワークがどのような事実認識や価値判断に支えられているのかを解き明かすとともに、そうした事実認識や価値判断が市場関係者(あるいは学界関係者)の支持を得ているものなのか、という点に関心を寄せているものもみられた。そこでは、少なくとも一時期のIASBが、公正価値会計の適用領域を拡大すれば、より有用な情報が提供される、という事実認識や、資産と負債の残高とその変動によって財務報告を一元的に行うことが望ましい、という価値判断に依拠していたものの、そうした事実認識や価値判断を市場関係者が広く支持していることを示唆する証拠は得られていない、という点を多くの先行研究が指摘していた。

続く第3節では、実際に採択された概念フレームワークとは少し距離を置き、概念フレームワークの存在意義をもう少し一般的に論じた先行研究を採り上げた。このカテゴリーに属する先行研究の中には、既存の概念フレームワークが踏襲してきた様式に関心を向けるものがみられた。会計基準の体系を支えている基礎概念については、財務報告の目的、会計情報の質的な特性、財務報告の構成要素、および財務諸表における認識と測定に分けるのが半ば常識として受け入れられている。

しかし実際には、こうした区分が最善である保証はない。むしろ利益の認識や測定をめぐる対立が事実認識や価値判断をめぐるどのような対立から生じているのかをみ

きわめたいうで、本質的な論争点についてどのようなスタンスをなぜ採択するのか、という点を記載することで、概念フレームワークの改善を図ることができるのではないかと、というのがこの種の先行研究の主要な含意であった。こうした視点に立つ先行研究はいずれも、財務諸表上の認識や測定のある方に関する選択が、財務報告の目的や市場関係者が直面している環境条件とどう結びついているのか、という点を現行の概念フレームワークよりも強調したものとなっている。

概念フレームワークの存在意義を一般的に論じた先行研究としては、このほか、概念フレームワークにもとづく基準開発が抱えているより根源的な問題点や超え難い限界を指摘するものもみられた。概念フレームワークに根差した基準開発では、通常、概念フレームワークと整合的な(少なくとも矛盾しない)個別の会計基準を開発するのが望ましいし、概念フレームワークとの整合性に着目すれば、望ましい個別基準を特定化しうる、という通念が受け入れられている。実際には、上記のような議論は論理的に破綻しており、概念フレームワークとの整合性を図ったとしても得られる含意は限られており、そこで得られる含意が望ましい基準開発に資する保証もない、というのがそうした先行研究の主要な含意であった。

新たに公表された概念フレームワーク自体を直接的な分析対象とする先行研究(第2節で取り上げたもの)は、そこから少し距離を置いたもの(第3節で取り上げたもの)とくらべて多く、それらの帰結も概ね類似したものとなっている。その意味では、IASBとFASBが共同で開発した概念フレームワークの意義や問題点に関する主要な論点は、既に検討し尽くされたといってもよい。

これに対し、概念フレームワークを用いた基準開発がどのような限界を有しているのか、その限界をふまえたうで、概念フレームワークにどのような改善の余地が残されているのか(あるいは、概念フレームワークに依拠した基準開発は、どれだけ改善しようとしても、「原理的に」有用な情報の提供には貢献しえないのか)、といった課題に取り組んでいる先行研究は少ない。少数の研究で解明しうることは限られている以上、第3節で採り上げた先行研究と同様の視点に立った分析からは、今後も豊かな成果を期待しうるであろう。

(2)残された検討課題

とはいえ、既存の様式に固執することなく、財務報告を支えている基本的な前提や

計算上の基本原則を「新たな概念フレームワーク」の形でとりまとめようとする先行研究にも、なお改善の余地が残されている。その内容は以下のとおりである。

先に取り上げたAAA[2010]の「5つの基本原則」やAAA[2012]の「4つの対立軸」はいずれも、概念フレームワークがこれまで踏襲してきた「様式」の制約を外したとき、概念フレームワークに記載すべき内容として参考となりうるものである。ただ、AAA[2010]やAAA[2012]は、なぜそれらの「基本原則」や「対立軸」に着目して基準開発を進めることになければならないのか、その必然性に関する説明を欠いている。「5つの基本原則」などに根ざした基準開発は必然なのか、かりにそれが必然だとすれば、その必然性は何に由来するのか、などの説明を欠いたままでは、市場関係者が「基準開発に際しての基本的な指針」としてそれを広く受け入れる保証はない。

例えばAAA[2010]のいう「5つの基本原則」は、(1)将来予測に資する情報は代替的な情報源からも多く提供されているが、事前に期待したとおりの成果が生じたかどうかを事実にてらして事後的に確かめ、期待を改訂するのに資する情報を提供しうるのは財務諸表だけであり、またそうした情報を投資家が必要としている、(2)投資家は企業の価値を評価する際、のれん価値を生み出す事業資産とそれを生み出さない金融資産とを区別している、(3)金融資産の企業価値への寄与は、ストックの時価でとらえられるのに対し、のれんを生み出す事業資産の価値は、フローの利益によって見積もられる、といった考え方に支えられている。こうした考え方はAAA[2010]自身が指摘しているように「常識に合う」ものである。

ただ、「常識に根ざしている」ということは、「ある特定の説明によってしか観察された事実に合理的な解釈を与えられないわけではない」、ということでもある。言い換えれば、「基準開発に際して依拠すべき基本指針で、常識に合うもの」として、AAA[2010]の「5原則」が唯一の選択肢かどうかは定かでない。また学術的な意味で厳密な分析から、「直観や常識に反する帰結」が導かれてくるのはよく知られているとおりである。その意味では、AAA[2010]の「5原則」が経験的な事実に基づけられた仮説に合うものかどうかも定かでない。複数の意思決定主体が異なる行動原理に依拠し、異なる環境に直面している状況では、総体としての市場関係者にとってどのような基準の開発が最善なのかをいうのは難しい。

もちろん、だからといって「常識に合う基本原則」に根ざした基準開発が否定されるわけではない。たとえ「総体としての市場関係者にとって望ましい会計基準」が厳密に

は解き明かされていない状況であっても、市場関係者からの要請があれば、基準設定主体は何らかの形で基準を開発しなければならない。つまり「有用な情報の提供に資することを学術的な厳密さで確かめられなくても、ある情報を市場関係者が有用なものとして受け入れる」のはありうることであり、AAA[2010]の「5原則」が、「市場関係者が有用と『みなしている』情報のより分け」に貢献している可能性もある。

そうするとAAA[2010]に関わる「今後に残された検討課題」は、(1)有用な会計情報が提供されるかどうかの判断規準として、市場関係者は実際に「AAA[2010]のいう5原則」を受け入れているのか、(2)たとえ「5原則」に依拠したとしても、厳密には「有用な情報」が提供される保証はないにもかかわらず、それが「有用な情報」をより分けの際の判断規準として機能しているのはなぜか、などであろう。つまり「5原則に依拠することでなぜ有用な情報が提供されるのか」ではなく、どのような会計基準が有用な情報の提供に資するのかが不確かな状況で、なぜ5原則が有用かどうかのよりどころとして受け入れられているのか、を解き明かす必要が残されている、というのである。

こうした議論は、最終的には、(a)「有用な会計情報は何に依拠することで生み出されるのか」に関する市場関係者の合意はどのように形成されるのか(基準設定主体が正当な手続き、すなわちデュー・プロセスを経て開発・公表したことを以て、市場関係者間の合意が得られたとみなされているのか)、(b)かりに「正当な手続き」に依拠しているかどうかで「有用な情報の提供に資するかどうか」が判断される場合、そこでいう「正当な手続き」を誰がどう制定・改変するのか、(c)「有用な情報」に関する経験的な事実が事後的に解き明かされたとき、それは基準開発に係る基本指針に係る合意内容の見直しと結びつくのか、などの問題に行き着くことが予想される。

繰り返し論じてきたとおり、「最も洗練された」概念フレームワークに依拠したところで、そこから(学術的な意味で厳密に確かめられた)有用な情報が提供される保証はない。概念フレームワークが果たしうるのは、「ある基本的な指針に依拠して基準を開発すれば、有用な情報が提供されるはずである」という、市場関係者で合意された「信念」の集約でしかない。

そうであれば(すなわち「市場関係者が何を有用な情報の源泉とみなしているのか」が問題であれば)、会計基準を開発する際の基本方針に関する市場関係者間の合意がどういうルールにもとづいて形成されるのかを解明することで「ある特定の基本前提や計算上の基本原則が、基準開発の基本的な指針としてなぜ受け入れられている

のか」についての合理的な解釈を与え、また「現在合意されている基本指針は、市場関係者が直面している経済環境の変化に応じて、今後どう変わっていくのか」を予想することが可能になろう。これは AAA[2010]をはじめとする先行研究が、必ずしも十分に意識してこなかった分析視座といえる。

主要国の概念フレームワークがこれまで踏襲してきた様式や、概念フレームワークが果たしうる役割に関するこれまでの信念(「概念フレームワークに依拠した基準開発を行えば、学術的な意味で厳密な」)に固執することなく、概念フレームワークに期待しうる役割や、その役割を果たすために最適な様式を虚心坦懐に考え直すことを主題とした研究は、いまだ萌芽期の段階にとどまっている。先行研究の成果をふまえ、そこで行われている議論の改善を図るためには、例えばここで記してきたような論点にも目を向けることが必要であろう。

参考文献

- AAA [2007], American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis," *Accounting Horizons* Vol.21 No.2, June 2007, pp.229-238.
- AAA [2010], American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model," *Accounting Horizons* Vol.24 No.3, September 2010, pp.471-485.
- AAA [2012], American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "Some Conceptual Tensions in Financial Reporting," *Accounting Horizons* Vol.26, No.1, pp.125-133, March 2012.
- Bromwich et al. [2010], Michael Bromwich, Richard Macve and Shyam Sunder, "Hicksian Income in the Conceptual Framework," *ABACUS* Vol.46 No.3, 2010.
- CFA [2010], CFA Institute, "Fair Value as the Measurement Basis for Financial Instruments," a supplement to the CFA Institute Comment Letter to the Financial Accounting Standards Board Proposed Accounting

Standards Update, *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, September 2010.

(http://www.cfainstitute.org/ethics/Documents/fair_value_as_measurement_basis.pdf)

Christensen [2010], John Christensen, “Conceptual Frameworks of Accounting from an Information Perspective,” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, 2010, pp.287-299.

Danju [2013], Philippe Danjou, “An Update on International Financial Reporting Standards (IFRSs),” IASB, February 2013
(<http://www.ifrs.org/Features/Documents/Mise-au-point-concernant-les-normes-IFRS-19-eng-February-2013.pdf>)

Hoogervorst [2013], Hans Hoogervorst, “Dispelling Myths about IFRS: Introductory Remarks,” IASB.
(<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/Dispelling-myths-about-IFRS-Hans-Hoogervorst-2012.pdf>)

IASB [2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, International Accounting Standards Board, September 2010.

IASB [2013], Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, July 2013.

JWG [2000], Joint Working Group of standard setters, *Financial Instruments and Similar Items*, December 2000.

Lennard [2007], Andrew Lennard, “Stewardship and the objectives of financial statements: a comment on IASB’s Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information,” *Accounting in Europe* Vol.4 No.1, 2007, pp.51-66.

Manh et al. [2010], Anne Le Manh and Olivier Ramond, “Determining a Consistent Set of Accounting and Financial Reporting Standards: A

Research Note Based on the IASB-FASB Conceptual Framework
Revision Project (Working Draft for 1ers Etats Généraux de la recherche
comptable, December 16th, 2010),” December 2010.

http://www.anc.gouv.fr/sections/la_recherche_a_l_anc/1ers_etats_generaux/le_manh-ramon-consis/downloadFile/file/Le_manh-Ramon_consistent_set_of_FRS.pdf

Teixeira et. al. [2013], Alan Teixeira, 川村義則、竹村光広「IASB シニア・ディレクター Alan Teixeira 氏に訊く IASB 概念フレームワーク・プロジェクトの動向」『会計・監査ジャーナル』第 693 号、2013 年 4 月、11-24 頁。

Whittington [2008], Geoffrey Whittington, “Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View,” *ABACUS* Vol.44 No.2, 2008, pp.139-168.

大日方・川村・倉田・佐藤[2009a]、大日方隆・川村義則・倉田幸路・佐藤信彦「シリーズ座談会 IFRS 対応を考える〈第 1 回〉 会計制度の国際対応を巡る論点 — 各国の IFRS 受入れの現状と概念フレームワーク—」『企業会計』第 61 巻第 3 号、2009 年 3 月、65-82 ページ、中央経済社。

大日方・川村・倉田・佐藤[2009b]、大日方隆・川村義則・倉田幸路・佐藤信彦「シリーズ座談会 IFRS 対応を考える〈第 2 回〉 離脱規定とアドプション関連事項」『企業会計』第 61 巻第 3 号、2009 年 3 月、73-92 ページ、中央経済社。

大日方[2011]、大日方隆「会計機能から見た会計基準の論点」『企業会計』第 63 巻第 1 号、2011 年 1 月、86-92 ページ、中央経済社。

大日方[2012]、大日方隆「整合性分析と実証研究」大日方隆編著『会計基準研究の原点』第 20 章、2012 年 6 月、341-387 ページ、中央経済社。

大日方[2013]、大日方隆「会計基準の記述的説明」徳賀芳弘・大日方隆編著『財務会計研究の回顧と展望』第 9 章、2013 年 2 月、307-360 ページ、中央経済社。

川西[2010]、川西安喜「共通の概念フレームワークの新篇章 『一般目的の財務報告の目的』と『有用な財務情報の質的特性』」『会計・監査ジャーナル』通巻第 665 号、2010 年 12 月、51-59 ページ。

川村[2010]、川村義則「財務報告の目的と財務報告情報の質的特性(特集 IFRS

概念フレームワークとは何か)』『企業会計』第 62 巻第 8 号、2010 年 8 月、31-38 ページ、中央経済社。

企業会計基準委員会[2008]、企業会計基準委員会・基本概念ワーキング・グループ「公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第 1 章 財務報告の目的及び第 2 章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメント」、2008 年 9 月 26 日

(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20080926_2.pdf)

郡司[2011]、郡司健「IASB 概念フレームワークの新展開」『大阪学院大学企業情報学研究』第 11 巻第 2 号、2011 年 11 月、1-30 ページ。

郡司[2012]、郡司健「IFRS(FASB/IASB)概念フレームワーク考」『企業会計』第 64 巻第 7 号、2012 年 7 月、109-112 ページ、中央経済社。

斎藤[2010]、斎藤静樹『会計基準の研究(増補版)』2010 年 4 月、中央経済社。

斎藤[2011]、斎藤静樹「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』第 30 巻第 3 号、2011 年 8 月、1-17 ページ、日本銀行金融研究所。

桜井[2009]、桜井久勝「会計の国際的統合と概念フレームワーク(特集 会計の国際的統合と会計学上の概念)」『企業会計』第 61 巻第 2 号、18-25 ページ、中央経済社。

佐藤[2012]、佐藤信彦「財務会計概念フレームワークの再検討 —その会計基準開発上の役割と強制力を中心にして—」『會計』第 181 巻第 4 号、2012 年 4 月、1-15 ページ、森山書店。

志賀[2011]、志賀理「FASB『財務会計概念ステイトメント第 8 号』の本質的意味」『同志社商学』第 62 巻第 5/6 号、2011 年 3 月、34-45 ページ。

白木[2011]、白木俊彦「IASB、FASB 共同プロジェクトによる新概念フレームワークに関する一考察 —財務報告目的と質的特性を中心に—」『南山経営研究』第 26 巻第 2 号、2011 年 10 月、87-101 ページ。

田代[2013]、田代樹彦「アカデミック・フォーサイト 概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の測定基礎とホリスティック観」『会計・監査ジャーナル』第 693 号、2013 年 4 月、75-81 頁。

津守[2012]、津守常弘「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第 64 巻第 8 号、

- 2012年8月、17-30ページ、中央経済社。
- 藤井[2011]、藤井秀樹「FASB/IASB改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号、2011年7月、17-40ページ。
- 万代[2012]、万代勝信「日本における概念フレームワーク —その役割と特徴—」『会計』第181巻第4号、2012年4月、47-60ページ、森山書店。
- 山田辰巳[2010]、山田辰巳「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて —経緯と議論の現状—(特集 IFRS 概念フレームワークとは何か)」『企業会計』第62巻第8号、2010年8月、23-30ページ、中央経済社。
- 山田辰巳[2012]、山田辰巳「IASBの概念フレームワーク —その役割と特徴—」『会計』第181巻第4号、2012年4月、61-72ページ、森山書店。
- 山田康裕[2012]、山田康裕「財務会計の概念フレームワーク(特集 21世紀の会計・監査 10年の軌跡)」『企業会計』第64巻第1号、2012年1月、33-38ページ、中央経済社。